

活用方針



VLP取組概要



■ VLP活用のねらい

- どこにもつながっていない児童・生徒、外部とつながろうとしている児童・生徒の外部との接続の促進

■ 対象生徒・児童

- 不登校及び不登校傾向にある児童・生徒

■ 運営時間

- 午前10時から午後3時まで

■ 活用方法

- 基本的に千代田区立教育研究所の教育研究専門員2名が本空間の対応を行う。
- アカウントについては、教育支援センター（はくちよう教室）通室者、保護者から申請があった場合に付与する。

活動・取組み内容



活動・取組み内容

【前後期】

- ・アカウント付与しているご家庭に対して合同ログイン会の開催のご連絡をした。
→参加ゼロ

成果/好影響・次年度以降の方針・利用者の声

成果/好影響

- ✓ 突出した成果を挙げることはできなかったが年度末にかけて複数の保護者様からVLPに関するお問い合わせがあった。また既に来年度早々にアカウント付与の希望者も複数いる。
- ✓ あらためて学校及び保護者にVLPの存在や合同ログイン会のお知らせ等を「すぐーる」で徹底していくことで反響はあるのではないかと考えている。

次年度以降の方針

- ✓ 本区では令和8年4月より神田一橋中学校にチャレンジクラスを開設するため、本学級に入級の子どもたちにアカウントを付与し、本学級に登校できない際にVLPを活用して教員とのつながりをもつことができるようにする。
- ✓ 今年度に引き続き、教育支援センターに通室している子どもたちにも今年度同様にアカウント付与し、本教室に通室できない際にVLPを活用して教員とのつながりをもつことができるようにする。
- ✓ 校内教育支援センター（校内別室）を利用している子どもたちにアカウントを付与し、スタッフから積極的にログインを促す。

利用者の声



- なし



- 実際の空間や利用のイメージをもつことができない（教職員）
- 登校できている子どもに対してVLP空間をおすすめすることに不安がある。対面指導を重視したい。

～誰一人取り残されない学びの実現に向けて～

令和7年4月 千代田区教育委員会

近年、様々な事情により学校や教室に通うことが難しい児童・生徒の数が増えており、全国的に喫緊の課題となっています。千代田区では、不登校対策事業として「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）」、「はくちょう教室」「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）」、「フリースクール等民間施設との連携」を4つの柱として未来を担う千代田区の一人一人の子どもたちが誰一人取り残されずに教育を受けることができる「多様な学びの場」を整えています。

令和5年度まで



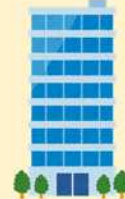
令和6年度から 児童・生徒一人一人のニーズに対応し、多様な学びの場を確保します！



①校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）

自分のクラスに入りづらい児童・生徒が落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を区内の全ての学校内に設置します。教科の特性や学習状況に応じて学級から配信されるオンライン授業に一人一台端末を活用して受けることもできます。

問い合わせ先
各小・中・中等教育学校の担任や副校長まで



②はくちょう教室（適応指導教室）

集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導を行い、社会的自立に資することを基本とします。

【学習環境】

- (1) 校種別の教室を設置します（小学校・中学校）。
- (2) 個別学習室を設置します。
- (3) フリースペース（軽い運動・グループ活動・談話）を設置します。

問い合わせ先
各小・中・中等教育学校の担任や副校長まで
はくちょう教室 03-3256-8446



③バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）

VLPは3Dメタバース空間により構築されたバーチャル空間であり、PCやタブレットなどGIGA端末を通してアバターを操作し、コミュニケーションをとることができます。児童・生徒の日常的な利用を想定し、様々なコミュニケーション機能を実装しています。また、VLP上では、自学自習のWEB教材や、プログラミング教材など様々な学習コンテンツを有しており、利用者は自身の学習状況に応じたコンテンツを利用可能です。

問い合わせ先
各小・中・中等教育学校の担任や副校長まで
千代田区教育委員会事務局子ども部指導課 03-5211-4286

教科の特性や学習状況に応じて各学校から配信されるオンライン授業に家庭から参加することが可能です。

一人一台端末の活用



学校に臨床心理士等の専門家を派遣し、児童・生徒・家庭に対して支援を行います。

スクールカウンセラー（SC）

サポートがあれば登校できる児童・生徒に対して大学生のボランティアをサポーターとして派遣し、朝の登校の支援及び登校後の寄り添い支援を行うことにより、児童・生徒が安心して登校することができるようにします。

登校サポーター

教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて児童・生徒・家庭の支援を行います。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

④フリースクール等民間施設との連携

教育委員会及び学校がフリースクール等民間施設と定期的に情報交換を行い、子どもの学びを支えています。